

官立専門学校昇格後における師範学校の音楽教育実践（1943－1945） —保育者養成の機能増強の中で—

鈴木 慎一朗

はじめに

本稿では、1943（昭和18）年4月から1945（昭和20）年8月における官立師範学校の音楽教育を制度の視点から明らかにすることを目的とする。¹

1943（昭和18）年4月、官立専門学校程度へと昇格を果たした師範学校においては、女子生徒²に対して2週間の「保育実習」が義務付けられる。³この改正について水野浩志は次のように述べる。

従来師範学校では、付属幼稚園をもつものは、女生徒に保育実習を課していたが、そのほとんどは選択で、観察・参加程度のものであった。しかしながら昭和18年4月、師範学校令が改正されるにともない、教育実習が重視されることとなった。すなわち教育実習の規定が詳細に定められ、12週間が教育実習にあてられることとなり、その中、2週間を保育実習として、女子の必修と定められた。

昭和18年当時、師範学校女子部47校中、付属幼稚園をもつものは26校にすぎず、残りの21校は、あらたに代用付属幼稚園を設置しなければならなかつた。

また付属幼稚園の保母には、あらたに本科生徒の保育実習を監督する任務が追加規定された。

このような諸規定改正は当時の付属幼稚園保母達を困惑させるとともに大いなる刺激を与え、保母養成のための保育実習のあり方にについての研究・討議が活発に行なわれ、当時の保育誌上をにぎわせた。

このように保育者養成の機能増強された時期の音楽のカリキュラムはどうであったのか。研究方法としては、法令分析を通し、「芸能科」に位置付けられた「音楽」のカリキュラムを明らかにする。必要に応じ、保育者養成の機能が重視されていた岡山師範学校、香川師範学校の規定等を資料として用いる。なお、表記に関して、引用文、文献等の旧字体の漢字は新字体に改めた。⁴

1. 先行研究の概観

師範学校の官立専門学校程度昇格を扱った先行研究としては、高木太郎⁵（1959）、内堀玉男⁶（1961）、逸見勝亮⁷（1972）、寺崎昌男⁸（1974）、小沢薰⁹（1974）、篠田弘¹⁰（1979）、横畠知己¹¹（1987）、清水康幸¹²（2000）等がある。これらの研究では次の点が指摘されている。¹³

- 1) 官立化および専門学校程度への昇格…本科3年・予科2年
- 2) 学校の統合…男子部・女子部の設置
- 3) 公費養成の明確化…自費生を廃止し、全生徒を公費により養成
- 4) 研究科の設置…国民学校の指導的教員の養成
- 5) 附属学校の重視…国民学校教育の指導及び研究機関

中でも、横畠は昇格運動の歴史的意義として次の3点を挙げている。¹⁴

- 1) 43年の学制改革が全体として年限短縮を課題としていた状況下で、官立専門学校程度への師範学校の昇格という根本的制度改

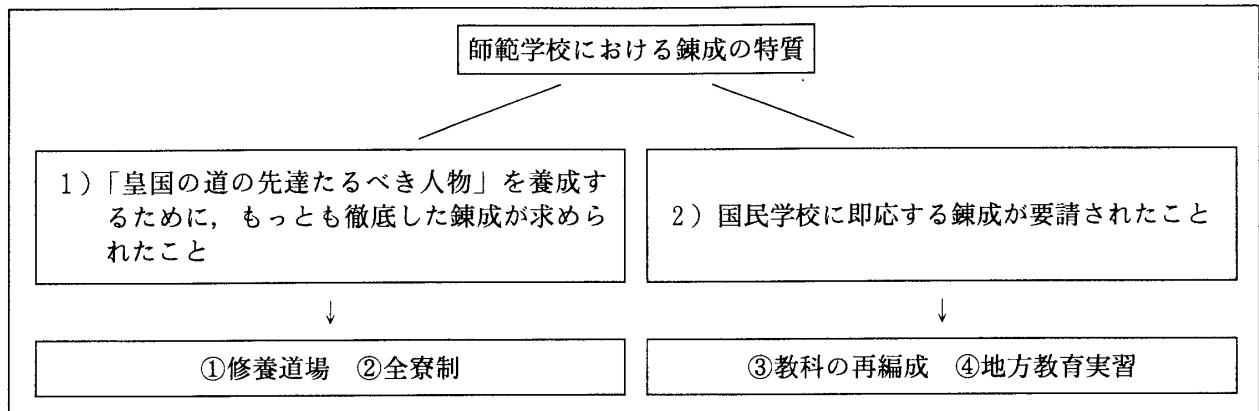
革の実現に於て決定的な役割を果たしたこと。

2) 教師像の問題に関連して「師範型」批判に対して当事者の立場から主体的に克服しようとする発想を示したこと。

3) 学科課程論に於て「万遍主義」の克服を大

胆に提起したこと。

なお、横畠は、1943（昭和18）年の「師範教育令改正」について「師範学校における「鍊成機構」の完成を意味するものであった」と捉えている。¹⁵ 横畠の主張について筆者は図1を作成した。



出典 横畠知己「教員養成諸学校」寺崎昌男編『総力戦体制と教育』1987年から作成。

図1 横畠の指摘する師範学校における鍊成の特質

香川県師範学校の事例を図1に照合させると、①の修養道場に該当する「石清尾修鍊道場」は、1939（昭和14）年10月に完成した。そこで宿泊訓練が開始されたのは1940（昭和15）年である。¹⁶

②の全寮制となったのは、1933（昭和8）年度入学生からである。④の地方教育実習については、¹⁷ 1942（昭和17）年度から実施されていた。¹⁸

③の教科の再編成について、横畠は、「国民科」と「理数科」の国定教科書の分析を通して教科の再編成を論じている。¹⁹

以上の通り、日本教育史を専門とする教育学者による先行研究は多くみられるものの、音楽教育学者による先行研究はほとんどみられない。そのため、師範学校官立専門学校昇格について音楽教育実践の視点から明らかにされていない。

2. 専門学校程度昇格後のカリキュラム

1) 「師範教育令改正」

新制師範学校の骨格は1942（昭和17）年1月6日の閣議決定（発普三〇〇号）²⁰ならびに8月14日の閣議決定「師範教育制度の刷新に関する要項」²¹によって定められた。²²

1943（昭和18）年3月8日、「師範教育令改正」²³（勅令第百九号）が公布された。師範学校に關係する第十一条までを以下、抜粋する。

第一章 師範学校

第一条 師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス，

第二条

師範学校ハ官立トス，

第三条 師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク，但シ土地ノ状況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得，

第四条 本科ノ修業年限ハ三年トシ予科ノ修業年限ハ二年トス，

第五条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者，中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス，予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ

学力アリト認メラレタル者トス，

第六条 師範学校ノ編制，教科，教授訓練，
教科用図書，生徒ノ入学，退学，懲戒，学
資ノ給与及卒業後ノ服務等ニ関スル規定ハ
文部大臣之ヲ定ム，

第七条 師範学校ニ於テハ授業料ヲ徵収セズ，
第八条 師範学校ニハ師範学校ヲ卒業シタル
者ノ為ニ研究科ヲ置クコトヲ得，
研究科ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム，

第九条 師範学校ニ附属国民学校ヲ置ク，師
範学校ニ附属幼稚園ヲ置クコトヲ得，特別
ノ事情アル場合ニ於テハ国民学校ヲ以テ附
属国民学校ニ代用スルコトヲ得，

第十条 国民学校令第一条乃至第四条，第五
条第一項及第三項，第六条，第七条，第十四
条並ニ第二十条ノ規定ハ附属国民学校ニ
之ヲ準用ス，
幼稚園令第一条，第六条及第十三条ノ規定
並ニ国民学校令第二十条ノ規定ハ附属幼稚
園ニ之ヲ準用ス，

第十一条 附属国民学校ノ児童ノ入学及退学，
授業料等ニ關スル規定並ニ附属幼稚園ノ幼
児ノ入園及退園，保育料等ニ關スル規定ハ
文部大臣之ヲ定ム，

また，4月1日には「師範教育改正ニ際シテノ
訓令」（文部省訓令第九号）が発せられ，新制度
²⁴の趣旨について以下の8点が挙げられる。

- 一，皇国ノ道ノ先達タルベキ人物ノ鍊成ヲ為
スコト
- 一，学校ノ程度ヲ高ムルト共ニ官立トセルコ
ト
- 一，学校ノ組織ヲ整備シタルコト
- 一，教科体系ヲ樹立シ其ノ内容ヲ刷新セルコ
ト
- 一，教育実習ノ指導要目ヲ編成シタルコト
- 一，修練課程ヲ編成シタルコト
- 一，教科用図書ヲ国定トシタルコト

一，研究科ヲ設置シタルコト

1943（昭和18）年3月8日には，文部省は「師範教育令改正」に伴い，「師範学校規定」（文部省令第六号）²⁵を新たに公布した。全八十七条ある内，本稿に関連のある条項を掲げる（下線は筆者による）。

- 第一条 師範学校ニ於テハ教育ニ關スル勅語
ノ旨趣ヲ奉体シ師範教育令第一条ノ本旨ニ
基キ左ノ事項ニ留意シテ生徒ヲ教育スベシ，
 - 一 国体ノ本義ヲ闡明シ皇國ノ使命ヲ自覺
セシメ皇國ノ道ノ先達タルノ修練ヲ積ミ
至誠尽忠ノ精神ニ徹セシムベシ，
 - 二 教学ノ本義ヲ体得セシメ身ヲ教職ニ挺
シテ國本ニ培ヒ皇謨ヲ翼賛シ奉ル信念ヲ
涵養スベシ，
 - 三 学行ヲ一体トシテ心身ヲ修練セシメ國
民鍊成ノ重キニ任ズルノ徳操識見ヲ涵養
シ師表タルノ資質ヲ鍊成スベシ，
 - 四 學校一体修文練武ニ力ムルノ風ヲ振作
シ闊達ニシテ質實剛健ヲ尚ビ協同ト勤労
ヲ重ンズルノ氣風ヲ作興スベシ，
 - 五 教育ヲシテ特ニ國民生活ノ實際ニ適切
ナラシムルト共ニ実踐體験ニ依ル學習ヲ
基礎トシテ自發研究ノ態度ヲ育成スベシ，
 - 六 教育内容ノ全体的統一ニ意ヲ用ヒ學校
ノ全施設ヲ擧ゲテ人物鍊成ノ一途ニ帰セ
シムベシ，
- 第二条 本科ノ教科ハ男子部ニ在リテハ國民
科，教育科，理數科，實業科，體鍊科，芸
能科及外國語科トシ，
女子部ニ在リテハ國民科，教育科，理數科，
家政科，體鍊科，芸能科及外國語科トス，
- 第三条 本科ノ教科ハ之ヲ分チテ基本教科及
選修教科トス，
基本教科トシテハ前条ニ掲グル各教科（外
國語科ヲ除ク）ヲ必修セシム但シ實業科ニ
在リテハ其ノ一科目又ハ數科目トス，

選修教科トシテハ前条ニ掲グル教科ノ一ヲ
選修セシム、但シ必要ニ依リ特定ノ科目ノ
 ミヲ選修セシメ又ハ異ナル教科ニ属スル科
 目ヲ併セ履修セシムルコトヲ得、
 外国語科ハ英語、独語、仏語、支那語又ハ
 其ノ他ノ外国語ノ内其ノ一ヲ選修セシム但

シ必要ニ依リ他ノ外国語ヲ併セ履修セシム
 ルコトヲ得、

2) 毎週教授時数

「師範学校規定」で規定されている本科の毎週教授時数を表1、予科の毎週教授時数を表2に示す。

表1 1943（昭和18）年師範学校規定における本科の毎週教授時数

学年			男子部				学年			女子部			
			1年	2年	3年	計				1年	2年	3年	計
基 本 教 科	國 民 科	修身公民 哲 学 國語漢文 歷 史 地 理	2 4 3	2 2 2	4 8 7	8	基 本 教 科	國 民 科	修身公民 哲 学 國語漢文 歷 史 地 理	2 4 3	2 2 2	4 8 7	8
教 育 科	教 育 科	教 育 心 術 理 生	2 3	2 2	3 1	7 6	教 育 科	教 育 心 術 理 生	2 3	2 2	3 1	7 6	
理 數 科	數 學 科	數 學 物 象 生 物	2 5	2 3	1 3	5 11	理 數 科	數 學 物 象 生 物	2 5	2 3	1 3	5 11	
實 業 科	農業工業 商業水産	農業工業 商業水産	3	3	3	9	家 政 科	家 政 被 農	3 2 1	3 2 1	3 2 1	9 6 3	
體 鍊 科	教 體 武	練 操 道	2 4	2 4	2 4	6 12	體 鍊 科	教 體 武	4	4	4	12	
芸 能 科	音 書 図 工	樂 道 画 作	2 1 3	2 1 3	2 3	6 2 9	芸 能 科	音 書 図 工	2 1 2	2 1 2	2 2	6 2 6	
合 計			36	30	30	96	合 計			36	30	30	96
教育実習			凡そ 12週				教育実習			凡そ 12週			
選 修 教 科	國民科 教育科 理数科 実業科 体鍊科 芸能科 外国語科		3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6	3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6			選 修 教 科	國民科 教育科 理数科 家政科 体鍊科 芸能科 外国語科		3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6	3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6 3-6		
合 計			6	6	6	12	合 計			6	6	6	12
修 練			4	4	4	12	修 練			4	4	4	12
総 時 数			40	40	40	120	総 時 数			40	40	40	120

出典 石川謙『近代日本教育制度史料』第五巻、1956年、591-593頁から作成。

表2 1943(昭和18)年師範学校規定における予科の毎週教授時数

学科目	学年	男子部			学科目	学年	女子部		
		1年	2年	計			1年	2年	計
国民科	修國歴地	1 5 4	1 5 3	2 10 7	国民科	修國歴地	1 3 4	1 5 3	2 8 7
理数科	数学物生	4 6	5 6	9 12	理数科	数学物生	4 5	4 6	8 11
					家政科	家育保被	4 4	4 4	8 8
体鍊科	教體武操道	3 4	3 4	6 8	体鍊科	教體武操道	4	4	8
芸能科	音楽書道図画工	2 1 3	2 1 3	4 2 6	芸能科	音楽書道図画工	2 1 2	2 1 2	4 2 4
	外国語科	3	3	6	外国語科	(2)	(2)		(4)
	合計	36	36	72	合計	34	36		70
	修練	4	4	8	修練	4	4		8
	総時数	40	40	80	総時数	40	40		80

出典 石川謙『近代日本教育制度史料』第五巻、1956年、591-593頁から作成。

注 女子部の「外国語科」は選択のため、()で表記。女子部の第1学年の総時数が合わないけれども資料の通り掲載した。

以下は、毎週授業時数に対する清水の指摘を要約したものである。²⁶

本科について

- 1) 基本教科がきわめて重要視されている。
- 2) 教育実習の期間が大幅に増大している。
- 3) 理数科(特に物象・生物)、体鍊科、芸能科、家政科(女子)に集中的に時間配分がなされている。
- 4) 教育科の時間配分がほとんど増えていない。
- 5) 国民学校の教科目編成の論理に従属させた学科課程。

予科について

- 1) 国民科、外国語の時間配分が減っている。
- 2) 理数科、体鍊科、芸能科の時間配分が増

大している。

清水は「予科の場合も本科と同様の傾向がうかがえる。すなわち、理数科、体鍊科、芸能科などを増やした上で修練を特設し、そのぶん国民科や外国語を減らす」とくくっている。²⁷

ここで国民学校に目を向けたい。水原克敏は、国民学校のカリキュラムについて「主知的な教科の時間数が減少して、実業的・技能的教科の時間数が増大した」と指摘し、「体鍊科と芸能科音楽重視」の特徴を挙げる。その理由については、文部省「国民学校教則案説明要領」(1940)の中に²⁸おいて次のように説明される。²⁹

尚今回の課程表に於て著しく教授時数を増加せるは芸能科音楽と体鍊科である。前者

は音楽が国民的情操の涵養上並びに聴覚の育成に於て重要な地位を占むるにより、後者は体位の向上が国力の発展に至大の関係を有するが為である。

「国民的情操の涵養」について、文部省督学官³⁰の松久義平は次のように述べる。

従来往々にして唱へられた美感至上主義の考へ方より脱却し、音楽をして文字通り国民的ならしめることが肝要である。即ち歌詞及び楽曲は快活純美にして児童の程度に応ずるものなるとともに、力めて国民的感情の豊かなもの、児童の士気を鼓舞し乃至大国民的氣迫に富めるもの等を選び、国民としての情操を醇化し、大国民たるの性格陶冶に資するものたらしめねばならぬ。由來音楽は直接情意に訴へて魂の根底より動かす力を持つてをり、国民鍊成の上には大なる効果があるのであって、この点特に留意せらるべきであると考える。

また、松久は「聴覚の育成」について次のように述べる。³¹

聽音の練習が音楽の基礎として大切なことはいふまでもないが、特に音に対する鋭敏なる感覚を訓練することは国防その他にも必要とせられるものである。

1943（昭和18）年5月10日、文部省は新制度³²実施以来初の全国師範学校長会議を開催した。その中で、岡部文部大臣は、新制度運営に関する心構えとして次の3点を発言する。³³

一、学校一体、剛健闊達な校風の發揚を期すと共に学校の全施設を挙げて人物鍊成の一途に帰せしむべきこと、
一、その根底たるべき理念は飽くまで皇國の

真姿の認識体得にあること、
一、国民学校における科学教育振興の前提として師範学校は極力科学技術に関する教育を徹底強化すべきこと、

この会議では芸術教育に関する内容については触れられていない。しかし、「教科の全体的関連に意を用ひ、教科統合の趣旨を達成すると共に、教授修練の一体化に努め、学校の全施設を挙げて人物鍊成の一途に帰せしめねばならぬ」と主張し、教科教育であっても精神教育との関係が強調され³⁴ている。

3) 「岡山師範学校規則」

次に、『岡山師範学校一覧』（自昭和十八年至昭和十九年）所収の「岡山師範学校規則」の一部を³⁵掲げる（下線は筆者による）。

第一章 本科予科及専攻科

第一節 学期及授業ヲ行ハザル日

第一条 学期ハ之ヲ左ノ三学期ニ分ツ、

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第二条 授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ、

一、一月一日及昭和二年勅令第二十五号ニ

依ル祭日祝日及皇后陛下御誕辰

ニ、日曜日

三、夏季 自七月二十五日至八月二十三日

四、冬季 自十二月二十四日至一月七日

五、学年末 自三月二十五日至三月三十一

（乙号表ニ依ル）

甲号表

乙号表

教 科	時 数	教 科	時 数
国民科	一二	国民科	六
教育科	一二	教育科	六
理数科	一二	理数科	六
実業科	一二	実業科	六
芸能科	一二	芸能科	六
体鍊科	一二	体鍊科	六

一二

第三条 本科ノ教科ハ師範学校規定第二条及
第三条並ニ昭和十八年文部省訓令第六号ノ
定ムル所ニ依ル,

実業科ニ在リテハ農業及商業ヲ課ス,
外国語科ハ支那語, 独逸語, 英語ノ中一ヲ
選択履修セシム,

第四条 男子部本科ノ専修教科ニ在リテハ一
教科ヲ履修セシム（甲号表ニ依ル）

第五条 予科ノ教科ハ師範学校規定第十三条
ニ依ル,

外国语科ハ英語ヲ履修セシム,

第六条 女子部專攻科ノ専修教科ニ在リテハ
異ナル教科ニ属スルニ教科ヲ履修セシム

第三節 成績考查

第七条 生徒ノ成績ハ教科成績, 修練成績
及教育実習成績並ニ性行, 出欠状況及身体
状況等ヲ総合シテ之ヲ定ム,

第八条 教科成績ハ平素ノ課業勤怠及考查ノ
成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム,

第九条 修練成績ハ平素ノ行状及所定ノ修練
ノ状況ニヨリテ之ヲ定ム,

第十条 成績考查ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定
ム,

「授業規定」は以下の通りである（『岡山師範
学校一覧』³⁶ 所収）。

授業規定

第一条 生徒ハ授業ノ始及終ニ於テ教官ニ対
シ起立敬礼スベシ,

敬礼ハ学級週番ノ指揮ニヨツテ之ヲ行フ,

第二条 授業中ハ教官ノ許可ナクシテ教場外
ニ出ヅベカラズ,

第三条 受持教官定刻ニ至ルモ教場ニ出場セ
ザル時ハ週番ハ教官ノ在所ニ至リ連絡ヲナ
スベシ, 若シ教官ノ在所不明ナル場合ハ教
務課ニ問合セ其指揮ヲ受クベシ随意退散ス
ベカラズ,

第四条 課業上必要ナル物品ノ外ハ一切教場

内ニ携帯スベカラズ,

上記の「岡山師範学校規則」第四条から, 岡山
師範学校（男子部）の選修教科は, 「師範学校規
定」第三条で謳われている「教科ノ一ヲ選修セシ
ム」の方法を探っていることが分かる。選修教科
について, 文部省師範教育課長の稻田清助は以下
³⁷ のように説明する。

大体専門学校程度の学校でありますから, こ
れに入つて参ります生徒におきましても, そ
れ位の年齢のものとしてそれぞれ嗜好も分
特性をも有つております。然しながら師範学
校は全科担任たるべき国民学校教員を養成い
たしますのでありますからあらゆる教科目の
全般にわたつて修得せしめるのは勿論必要の
ことであります。その上に或教科或ひは或
る科目を特に精深なる程度に於て修得せしめ
るといふ方法を講ずることが適當であると考
へたのがこの選修教科の制度であります。また
卒業したもののが国民学校に入つて参りまし
て職員構成の一員となる点を考へましてもい
ろいろな教科目に特長を有つてをりますもの
が集まつて国民学校の職員構成を成すといふ
ことも必要であるといふ見地から致しまして
さうした選修教科と云ふ課程を設けましたわ
けであります。選修教科におきましては相当
精深なる程度において専攻せしむることにな
るであらうと思ふのであります。

1931（昭和6）年の「師範学校規定中改正」に
おいても増課科目が設けられていたことから, 選
修教科の制度は名称が変わっただけでことさら真
新しい改革ではない。稻田の発言はやや誇張して
いる。しかし, 下線部分で示したように全教科担
当する国民学校教員であっても柱となる専門教科
を有していることが望ましいと提言した点は注目
に値する。つまり, 戦後多くの教員養成大学の小
学校教員養成課程で導入された「ピーク制」の基

になる考えが、稻田の発言に表れている。

ところで教科の再編成について、稻田は次のように述べる。³⁹

従来各学科目が平面的に羅列されてをつた形であります。が国民学校の教育に対応いたしまして師範学校に於ても鍛成面を幾つかの教科に分つて更にその中に文節として科目を立て全一的な鍛成を行つて行く、専門学校程度の学校で斯の如く教科に分けることは全く始めての試みであり、而もこの各教科たるや、日本の新なる教学であります。

横畠は、上記の引用に対し、「新制師範学校における教科の再編は、「全一的な鍛成」を行うためのものであり、国民学校の教科構成に即答するものであった。と同時に、それは「日本の新なる教学」を内容として、専門学校程度の学校を構想する初めての試みであった」と捉える。次項では、再編された「芸能科音楽」に着目して検討したい。⁴⁰

3. 「芸能科音楽」の目的

1943（昭和18）年3月の「師範学校規定」第十条には、「芸能科」の目的が次のように規定される⁴¹（下線は筆者）。

第十条 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我ガ國芸能ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ鍛成スルヲ以テ要旨トス、芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、書道、図画及工作ノ科目トス、

文部省教学官の松久は「各教科が夫々独自の内容を持つのはいふ迄もありませぬが、師範学校本科の教科としてはその何れも、国民学校における教育者たるの資質を鍛成するといふ教育的性格を持たねばならない」と述べる。松久は「芸能科」

について次のように説明し、「心身一体」を強調する。⁴³

芸能科は大体に於いてこれまで技能科と称されて来た学科グループに当るのであるが、従来それはややもすれば単なる趣味的な教科乃至単なる手技の教科といふように、比較的軽く見られた傾きがないではない。しかしながら国民の基礎的鍛成としての芸能科はかくの如き単なる趣味や手先の教科であつてはならないのであつて、技能とともに精神を訓練し、技と心とを一つにして根底から人を作るといふ観点に立たなければならぬと思ふのである。本来この教科は単に知的な又は身体的な他の教科と異り、心身を一体として働かせることにその特色があるのであり、真に人を作り、創造的実践的な国民性格を築き上げるに適してをるのである。教育審議会に於いて特に技能科といふ名称をさけて芸能科とした所以のものは、蓋し我が国芸道の精神をこの教科の中に活かし、心身を一体として技を練り心を磨くことによって、真に国民鍛成の実を擧げようとしたものに外ならぬと考へるのである。かくの如くして本教科の指導に当りては、常に心身を一体として真摯なる学習態度を育て上げるに力むることが肝要である。徒らに自由放任の学習に流れたり、結果や形の末にのみ捉はれて作業過程における訓練を忘れるやうなことがあつてはならぬ。而して躰を重んじ姿勢や態度に留意するは勿論、用具や材料の取扱等に関しても十分指導するの心掛がなくてはならぬ、

しかし、実際のところ「教科組織は国民学校教科にあわせて統合されたが、実際の授業は従来の教科目ごとに行われている」との清水の指摘が一般的であったと考えられる。「師範学校規定」に示されている毎週教授時数に関して、「図画」と「工作」は両科目の合計の時数で表記されている⁴⁴。

ため、合科的な指導が行われた可能性も考えられる（表1、表2）。しかし、「音楽」は各学年2時数と独立して明記されているため、他の科目との合科は考えられにくい。また、筆者が行っている聞き取り調査ではそのような証言は得ていない。⁴⁵

4. 「師範学校教科教授及修練指導要目」における「芸能科音楽」

1)『秘 師範学校教科教授要綱案』との比較

「師範学校規定」の公布以前の、1942（昭和17）年5月、文部省『秘 師範学校教科教授要綱案⁴⁶』が発行された。1943（昭和18）年4月1日⁴⁷に出された「師範学校教科教授及修練指導要目」（文部省訓令第六号）の原案であると考えられる。表3に示したように両法規の比較を行いたい。

表3 「秘 師範学校教科教授要綱案」と「師範学校教科教授及修練指導要目」の比較

	「秘 師範学校教科教授要綱案」1942（昭和17）年	「師範学校教科教授及修練指導要目」1943（昭和18）年
予科	<p>芸能科 教授要旨 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ力ヲ養ヒ国民精神ヲ涵養シ我が国芸能ノ創造發展ニ培フヲ以テ要旨トス 芸能科音楽ハ国民生活ニ須要ナル歌唱及器楽演奏ニ習熟セシメ音楽鑑賞ノ力ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化シ我が国音楽ノ創造發展ニ培フモノトス 芸能科音楽ハ歌唱法・器楽奏法・聴覚訓練及音楽鑑賞ヲ課シ音楽理論ノ初步ヲ授クベシ</p> <p>芸能科 教授方針 一、国民生活ニ須要ナル芸術技能ノ基礎的陶冶ヲ重ンジ工夫創作ノ力ヲ養ヒ我が国芸能ノ創造發展ニ培フベシ 一、技能ノ陶冶ト相俟チテ作品ノ鑑賞ヲ指導シ我が国芸能ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニカムベシ 一、技能ノ科学的訓練ニ意ヲ用ヒ実践的性格ト共ニ科学的態度ヲ鍛成シ国防及産業ノ根底ニ培フベシ 一、心技ヲ一体トシテ修練セシメ技能ト共ニ精神ヲ練磨セシムベシ</p> <p>芸能科音楽 教授方針 一、国民生活ニ須要ナル歌唱及器楽ノ基礎的修練ヲ通ジテ音楽的資質ヲ陶冶シ我が国音楽ノ創造發展ニ培フベシ 一、演奏ト相俟チテ鑑賞ヲ指導シ我が国音楽ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニカムベシ 一、心技ヲ一体トセル正シキ演奏態度ヲ訓練シ技能ト共ニ精神ヲ練磨セシムベシ</p>	<p>芸能科 教授要旨 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我が国芸能ノ創造發展ニ培フヲ以テ要旨トス 芸能科音楽ハ歌唱及器樂ニ習熟セシメ音楽鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ヲ陶冶シ我が国音楽ノ創造發展ニ培フモノトス 芸能科音楽ハ歌唱法・器楽奏法・聴覚訓練及音楽鑑賞ヲ課シ音楽理論ノ初步ヲ授クベシ</p> <p>芸能科 教授方針 一、国民生活ニ須要ナル芸術技能ノ基礎的陶冶ヲ重ンジ工夫創作ノ能ヲ養ヒ我が国芸能ノ創造發展ニ培フベシ 一、技能ノ陶冶ト相俟チテ作品ノ鑑賞ヲ指導シ我が国芸能ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニカムベシ 一、技能ノ科学的訓練ニ意ヲ用ヒ実践的性格ト共ニ科学的態度ヲ陶冶シ産業及国防ノ根底ニ培フベシ 一、技能ニ即シテ精神ヲ練磨セシメ心技ヲ一体トシテ修練セシムベシ 一、他教科及修練トノ関連ニ留意シ本教科ノ趣旨達成ヲ期スベシ</p> <p>芸能科音楽 教授方針 一、国民生活ニ須要ナル歌唱及器楽ノ基礎的修練ヲ通ジテ音楽的資質ヲ陶冶シ我が国音楽ノ創造發展ニ培フベシ 一、演奏ト相俟チテ鑑賞ヲ指導シ我が国音楽ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニ努ムベシ 一、技能ニ即シテ精神ヲ練磨セシメ心技ヲ一体トスル正シキ演奏態度ヲ訓練スベシ</p> <p>芸能科 教授要旨 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我が国芸能ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルヲ以テ要旨トス 芸能科音楽ハ歌唱及器樂ニ習熟セシメ音楽鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ヲ陶冶シ我が国音楽ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルモノトス</p> <p>芸能科音楽ハ歌唱法、器楽奏法、聴覚訓練ノ方法、音楽鑑賞、音楽理解、作曲法、音楽ノ史的発達等ニ付テ授ヶ国民学校芸能科音楽ニ關スル研究ヲ課スベシ</p>
本科	<p>芸能科 教授要旨 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ力ヲ養ヒ国民精神ヲ涵養シ我が国芸能ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルヲ以テ要旨トス 芸能科音楽ハ国民生活ニ須要ナル歌唱及器楽演奏ニ習熟セシメ音楽鑑賞ノ力ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化シ我が国音楽ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルモノトス 芸能科音楽ハ歌唱法、器楽奏法、聴覚訓練ノ方法、音楽鑑賞、音楽理解、作曲法、音楽ノ史的発達等ニ付テ授ヶ国民学校芸能科音楽ニ關スル研究ヲ課スベシ</p>	<p>芸能科 教授要旨 芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我が国芸能ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルヲ以テ要旨トス 芸能科音楽ハ歌唱及器樂ニ習熟セシメ音楽鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ヲ陶冶シ我が国音楽ノ創造發展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ練成スルモノトス</p> <p>芸能科音楽ハ歌唱法、器楽奏法、聴覚訓練ノ方法、音楽鑑賞、音楽理解、作曲法、音楽ノ史的発達等ニ付テ授ヶ国民学校芸能科音楽ニ關スル研究ヲ課スベシ</p>

<p>芸能科 教授方針</p> <p>一、国民生活ニ於ケル芸術技能ノ重要性ニ付テ知ラシメ我ガ国芸能ノ創造発展ニ力ムルノ精神ヲ涵養スベシ， 一、芸術技能ノ基礎的陶冶ヲ重ンジ工夫創作ノ力ヲ養ヒ芸能科指導ノ実力ヲ鍛成スベシ， 一、技能ノ陶冶ト相俟チテ作品ノ鑑賞ヲ指導シ我ガ国芸能ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニ力ムベシ， 一、技能ノ科学的訓練ニ意ヲ用ヒ実践的性格ト共ニ科学的態度ヲ鍛成シ<u>国防及産業</u>ノ根底ニ培フベシ， 一、心技ヲ一体トシテ修練セシメ技能ト共ニ精神ヲ練磨セシムベシ， 一、国民学校ニ於ケル芸能科ノ精神ヲ明ニシ其ノ教育ノ要諦ヲ会得セシムベシ，</p> <p>芸能科音楽 教授方針</p> <p>一、国民生活ニ於ケル音楽ノ重要性ヲ自覚セシメ我ガ国音楽ノ創造発展ニ力ムルノ精神ヲ涵養スベシ， 一、歌唱及器楽ノ基礎的修練ヲ通ジテ音楽的資質ヲ陶冶シ音楽指導ノ実力ヲ鍛成スベシ， 一、演奏ト相俟チテ鑑賞ヲ指導シ我ガ国音楽ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニ力ムベシ， 一、心技ヲ一体トセル正シキ演奏態度ヲ訓練シ技能ト共ニ精神ヲ練磨セシムベシ， 一、教育者トシテノ責務ヲ自覚セシメ學習ノ過程ニ於テ国民学校芸能科音楽ノ精神ト其ノ教育ノ要諦ヲ会得セシムベシ，</p>	<p>芸能科 教授方針</p> <p>一、国民生活ニ於ケル芸術技能ノ重要性ニ付テ知ラシメ我ガ国芸能ノ創造発展ニ力ムルノ精神ヲ涵養スベシ， 一、芸術技能ノ基礎的陶冶ヲ重ンジ工夫創作ノ能ヲ養ヒ芸能科指導ノ実力ヲ鍛成スベシ， 一、芸能ノ陶冶ト相俟チテ作品ノ鑑賞ヲ指導シ我ガ国芸能ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニ力ムベシ， 一、技能ノ科学的訓練ニ意ヲ用ヒ実践的性格ト共ニ科学的態度ヲ陶冶シ<u>産業及国防</u>ノ根底ニ培フベシ， 一、技能ニ即シテ精神ヲ練磨セシメ心技ヲ一体トシテ修練セシムベシ， 一、国民学校ニ於ケル芸能科ノ精神ヲ明ニシ其ノ教育ノ要諦ヲ会得セシムベシ， 一、他教科及修練トノ関連ニ留意シ本教科ノ趣旨達成ヲ期スベシ，</p> <p>芸能科音楽 教授方針</p> <p>一、国民生活ニ於ケル音楽ノ重要性ヲ自覚セシメ我ガ国音楽ノ創造発展ニ力ムルノ精神ヲ涵養スベシ， 一、歌唱及器楽ノ修練ヲ通ジテ音楽的資質ヲ陶冶シ音楽指導ノ実力ヲ鍛成スベシ， 一、演奏ト相俟チテ鑑賞ヲ指導シ我ガ国音楽ノ特質ヲ会得セシメ国民精神ヲ涵養シ情操ノ醇化ニ力ムベシ， 一、技能ニ即シテ精神ヲ練磨セシメ心技ヲ一体トスル正シキ演奏態度ヲ訓練スベシ， 一、教育者タルノ責務ヲ自覚セシメ學習ノ過程ニ於テ国民学校芸能科音楽ノ精神ト其ノ教育ノ要諦ヲ会得セシムベシ，</p>
---	---

出典 文部省『秘 師範学校教科教授要綱案』1942年、文部省『師範学校教科教授及修練指導要目』1943年から作成。

注 下線：相違点、ゴシック体：「鍛成」に関する箇所。いずれも筆者による。

相違点（下線）は少ないよう、1942（昭和17）年の時点で新制師範学校のカリキュラムが完成していたことが分かる。「師範学校教科教授及修練指導要目」のみで掲載されているのは、「他教科及修練トノ関連ニ留意シ本教科ノ趣旨達成ヲ期スベシ」という一文である。

基本的に芸能科の教授方針を受けて芸能科音楽の教授方針が作成される。本科には、予科にはみられない国民学校芸能科音楽に関する内容が含まれられている。「鍛成」の用語については、「芸能科教授方針」では「芸能科音楽指導ノ実力ヲ鍛成スベシ」、「芸能科音楽 教授方針」では「音楽指導ノ実力ヲ鍛成スベシ」とある。

「教授方針」に挙がっている項目中の文言を大まかに分類すると、第一に精神や情操に関するここと、第二に演奏や鑑賞に関するここと、第三に国民学校芸能科に関するここと、第四に国防・産業に関するこの4点となる。当然のことながら、第二に挙げた音楽活動そのものの習得を最終目的とす

るのではなく、音楽活動を手段として情意面や国防・産業面に貢献し、最終目標である「皇国民の鍛成」を究極の目的としている。

2) 「師範学校教科教授及修練指導要目」における「芸能科音楽」

表4は、「師範学校教科教授及修練指導要目」における「芸能科音楽」の教授事項を一覧にしたものである。予科は、「歌唱」「聴覚訓練」「器楽」「音楽理論」「鑑賞」の5領域、本科は、「歌唱」「聴覚訓練」「器楽」「指揮法」「音楽理論」「鑑賞」「音楽史」「国民学校芸能科音楽に関する研究」の8領域で示されている。このように領域名が明確に示されたのは、1943（昭和18）年の「師範学校教科教授及修練指導要目」が最初である。ここで特筆すべきことは、以下の点である。

- ・「聴覚訓練」が新設されたこと。
- ・「器楽」が、予科、本科ともに第1学年から開

始されていること。

- ・従来の楽典が「音楽理論」として改められていること。
- ・「音楽史」が本科において新設されていること。

その他、「鑑賞」に「日本古来の音楽」、新設された「音楽史」に「日本音楽史」が含められているように、日本の音楽が重要視されている点も大きな特徴である。

表4 「師範学校教科教授及修練指導要目」(1943)における「芸能科音楽」の教授事項

学年	歌唱	聴覚訓練	器楽	指揮法	音楽理論	鑑賞	音楽史	国民学校芸能科音楽に関する研究
予科	1年 基本練習 歌曲	和音聴音	ピアノ又は オルガン		楽典	声楽曲 器楽曲		
	2年 基本練習 歌曲	和音聴音, 旋律の聴音	ピアノ又は オルガン		和声学 楽式論	声楽曲 器楽曲		
本科	1年 基本練習 歌曲	和音聴音	ピアノ又は オルガン		楽典 和声学	声楽曲 器楽曲	日本音楽史 (江戸時代 末期まで)	
	2年 基本練習 歌曲	和音聴音	ピアノ又は オルガン		合唱指揮	和声学 楽式論	日本古來の 音楽	日本音楽史 (明治時代 以降)
	3年 基本練習 歌曲	和音聴音	ピアノ又は オルガン	合唱指揮, 器楽合奏指 揮	和声学 楽式論 楽器論	合奏曲, 合 唱曲, 日本 古來の音楽	○	

出典 文部省『師範学校教科教授及修練指導要目』1943年、161-169頁、292-296頁から作成。

注 教授事項の各内容については筆者が要約している。

5. 比較考察

1931（昭和6）年4月から1945（昭和20）年8

月までにおける師範学校の音楽教育の特徴を表5

に一覧にした。

表5 昭和前期（1931-45年）における師範学校の音楽教育

	1931（昭和6）年4月－1943（昭和18）年3月	1943（昭和18）年4月－1945（昭和20）年8月
制度	府県立中等学校程度 本科第一部…5年（高等小学校修了者） 本科第二部…2年（中学校、高等女学校修了者） 専攻科（現職教員）	官立専門学校程度 本科…3年（中学校、高等女学校、予科修了者） ※予科…2年（高等小学校修了者） 研究科（現職教員）
師範学校の目的	師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス、前三項ニ記載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ（「師範教育令」第一条、明治30年）	師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ鍛成ヲ為スル以テ目的トス（「師範教育令改正」第一条、昭和18年）
学科名	音楽 基本科目（必修）と増課科目（選択）	芸能科音楽（芸能科の下に音楽、書道、図画、工作の科目が置かれる） 基本教科（必修）と選修教科（選択）
音楽教育の目的	音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ徳性ノ涵養ニ資シ且小学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法ヲ会得セシムルヲ以テ要旨トス音楽ハ單音唱歌、重音唱歌、樂典ノ大要及樂器使用法ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ（「師範学校規定中改正」第二十三条、昭和6年）	芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我ガ国芸能ノ創造発展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ鍛成スルヲ以テ要旨トス芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、書道、図画及工作ノ科目トス（「師範学校規定」第十条、昭和18年）
音楽教育の内容	基本練習、樂器使用、歌曲、樂典、小学校に於ける唱歌教授法及教材の研究、指揮法、鑑賞（「師範学校教授要目改正」昭和6年）	歌唱、聴覚訓練、器楽、指揮法、音楽理論、鑑賞、音楽史、国民学校芸能科音楽に関する研究（「師範学校教科教授及修練指導要目」昭和18年）
教科書	文部省検定済教科書	文部省国定教科書

出典 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』1938年。『近代日本教育制度史料』第五卷、1956年。

1943（昭和18）年4月を境とし、師範学校は制度上大きな変革を果たした。しかし、初等教員を養成するという目的は変わっていない。さらに「師範学校の目的」の中に記されている教師像について比較すると、昇格後においては、森有礼が提唱し1886（明治19）年以降から掲げられてきた「順良信愛威重」の文言が消え、「皇國ノ道ニ則リテ」となった。

1931（昭和6）年の府県立師範学校時代のカリキュラムについて、林や清水は、師範学校本科第一部男子と中学校の毎週教授時数の比較を行っている。その結果、林は、「師範学校本科第一部の教育内容を中学校教育の内容に近接させ、これに教職教育を配するという方針によるものだった」⁴⁸、清水は、「師範学校と中等学校のそれ（学科課程）を同一の論理で再構成した点」と、ほぼ同一の結論を出している。

一方、三好信浩は、師範学校と中学校、高等女学校との関係について次のように指摘する。⁵⁰

男子の師範学校と中学校との間に大きな懸隔があったのに比べると、女子の師範学校と高等女学校は、むしろその距離の近さのほうが目立ってくる。

このように先行研究によって学科課程の捉え方が異なるので、ここでは「音楽」に焦点を当て検討してみたい。表6に示した、男子の師範学校と中学校における基本科目の「音楽」の毎週教授時数を比較した結果をみると、師範学校では計7時数に対し、中学校では計3時数と差がみられる。しかし、女子師範学校計8時数、高等女学校計7時数と、女子に関してはほぼ同様である。三好の指摘通り、女子師範学校と高等女学校は類似したカリキュラムをとっている。

表6 師範学校、中学校、女子師範学校、高等女学校における「音楽」の毎週教授時数

	(男子) 師範学校		中学校		女子師範学校		高等女学校	
	基本科目	増課科目	基本科目	増課科目	基本科目	増課科目	基本科目	増課科目
第1学年	2		1		2		2	
第2学年	2		1		2		2	
第3学年	1		1	1-2	2		1	
第4学年	1	2-4		1-2	1	2-4	1	
第5学年	1	2-4		1-2	1	2-4	1	
計	7		3		8		7	

注 (男子) 師範学校、女子師範学校：1931（昭和6）年「師範学校教授要目改正」。中学校：1931（昭和6）年「中学校令施行規則ノ改正」の甲号表。高等女学校：1920（大正9）年「高等女学校施行規則改訂」。

では、師範学校が昇格した後はどのように変化したのだろうか。表7は、師範学校、中学校、高等女学校における「音楽」の授業時数を一覧にしたものである。師範学校では週2時数の「音楽」の授業が確保されている。それに対し、中学校、高等女学校では週1時間となっている。昇格前のカリキュラム

でみられた女子師範学校と高等女学校のカリキュラムの共通性はみられない。このように、昇格前は、師範学校と高等女学校との類似性が強かったのに対し、昇格後は専門学校程度である師範学校と中等学校程度である中学校、高等女学校との間には制度上明確な区分がなされている。

表7 師範学校、中学校、高等女学校における「音楽」の授業時数 1943（昭和18）年

	師範学校(男子部)		師範学校(女子部)		中学校		高等女学校	
	基本科目	選修教科	基本科目	選修教科	基本	選択	基本	選択
予科1年(1年)	2		2		1		1	
予科2年(2年)	2		2		1		1	
本科1年(3年)	2		2				3	1

本科2年(4年)	2	3-6	2	3-6		3		1
本科3年	2	3-6	2	3-6				
	10		10		2		3	

注 カッコ内の学年は、中学校、高等女学校を示す。なお、修業年限4年の授業時数。

出典 『師範学校教科教授及修練指導要目』(1943)『中学校教科教授及修練指導要目』(1943)『高等女学校教科教授及修練指導要目』(1943)。

「学科名」に関しては、「音楽」から「芸能科音楽」へと変わった。師範学校と初等教育間の学科名の関係に触れると、昇格前は、師範学校では「音楽」、小学校では「唱歌」と異なっていた。昇格後においては両校とも「芸能科音楽」が使用され、学科課程の密着が図られた。「音楽教育の目的」「音楽教育の内容」と合わせて考えると、「唱歌」だった時期（1941年3月まで）においては、歌唱指導ができるということが小学校教員において最大に求められていた。それに対し、「芸能科音楽」が発足したことに伴い、「聴覚訓練」「鑑賞」等の内容についての指導力が必要とされた。

対村は、「師範学校の学科課程は小学校のそれと密着している（中略）。師範学校の学科課程は「上向き」の学科課程であるよりも「下向き」の
52
学科課程として構成されてきた」と指摘する。こ

こで師範学校と初等教育における授業時数についてみてみたい。表8は、1931（昭和6）年4月から1941（昭和16）年3月における師範学校と小学校との教科目授業時数を比較したものである。師範学校のみに置かれている教科目は、「公民科」「教育」「英語」「実業」である。小学校のカリキュラムにおいて一番授業時数の多い教科目は、「国語」40%，「算数」18.8%，「体操」11.3%となっている。それに対し、師範学校では、「国語漢文」15.8%が最多を占め、「体操」14.6%，「理科」8.9%，「歴史、地理」10.1%と続く。このように、小学校と師範学校のカリキュラム構成は必ずしも一致しているわけではない。なお、この時期の「音楽」の比率は、小学校、師範学校ともに高くはない。

表8 師範学校と小学校との教科目授業時数比較（1931年4月～1941年3月）

	師範学校 本科第一部(5年制)		女子師範学校 本科第一部(5年制)		小学校(男子) 尋常科(6年制)		小学校(女子) 尋常科(6年制)	
	教授時数	同比率	教授時数	同比率	教授時数	同比率	教授時数	同比率
修身	8	5.0	8	5.0	12	7.5	12	7.6
公民科	4	2.5	4	2.5				
教育	11	7.0	11	7.0				
国語漢文	25	15.8	25	15.8	64	40	64	40.5
歴史、地理	16	10.1	16	10.1	8	5	8	5.0
英語	12	7.6	9	5.7				
数学	14	8.9	14	8.9	30	18.8	30	18.9
理科	18	11.4	18	11.4	6	3.8	6	3.7
実業	8	5.0		5.0				
図画、手工	12	7.6	12	7.6	6	3.8	4	2.5
音楽	7	4.4	8	5.1	8	5	8	5.0
体操	23	14.6	13	8.2	18	11.3	18	11.4
家事・裁縫			20	12.7	8	5	8	5.1
計	158		158		160		158	

次に国民学校発足後はどうなったのだろうか。表9は、1943（昭和18）年4月から1945（昭和20）年8月までにおける師範学校と国民学校との

教科目授業時数を比較したものである。師範学校のみに置かれている教科目は、「教育科」「実業科」（男子のみ）である。表9に示したように、国民

学校と師範学校の比率は必ずしも一致しているわけではない。しかし、表8と表9を比較すると分

かるように、師範学校、初等学校ともに「音楽」の授業時数は確実に増加している。

表9 師範学校と国民学校との教科目授業時数比較（1943年4月～1945年8月）

	師範学校(男子部) 本科(3年制)		師範学校(女子部) 本科(3年制)		国民学校(男子) 初等科(6年制)		国民学校(女子) 初等科(6年制)	
	教授時数	同比率	教授時数	同比率	教授時数	同比率	教授時数	同比率
國民科	23	22.5	23	22.5	68	37.0	68	37.0
教育科	13	12.7	13	12.7				
理数科	16	15.7	16	15.7	37	20.1	37	20.1
実業科	9	8.8						
家政科			18	17.6			6	3.3
体鍊科	18	17.6	12	11.8	31	16.8	31	16.8
芸能科	17	16.7	14	13.7	36	19.6	30	16.3
音楽	6	5.9	6	5.9	12	6.5	12	6.5
計	102		102		184		184	

注 芸能科に関しては、音楽の授業時数、同比率について抜き出して示している。

ところで、このような大幅な制度変革の中、教科の専修性については継続された。1931（昭和6）年の「師範学校規定」改正で、「増課科目」が誕生した。各校により内容は多少異なるとはいうものの、それ以前の均一の内容で初等教員養成を推し進めてきたカリキュラムは、教科の専門性を配慮したカリキュラムへと修正された。「増課科目」の性格は、1943（昭和18）年の改正の際でも「選修教科」として受け継がれた。前述の通り、文部省師範教育課長の稻田は、「いろいろな教科目に特長を有してをりますものが集まつて国民学校の職員構成を成す」といった発言もみられた。

さて、音楽教育の内容に目を向けてみよう。1943（昭和18）年の「師範学校教科教授及修練指導要目」では、音楽の内容が8領域に細分化されて表示された。国定教科書も作成された。教授時数も確保された。このような改革は、1932（昭和7）年の「師範学校音楽教員協議会」で議論された点が、今回の改正でほぼ実現されたと捉えることができる。これは文部省が国民的情操の涵養や聴覚の育成にとって重要な役割を果たす音楽教育に対し多大な期待を寄せている証拠であり、また、専門学校程度へと昇格した一つの表れと捉えてよい。⁵³

おわりに

以上、府県立中等学校程度であった師範学校が官立専門学校程度に昇格したことに伴い、カリキュラムの面においても取り扱われる内容が拡大した。1943（昭和18）年の「師範学校教授要目及修練指導要目」の事項は、同年に発行された『師範音楽 本科用卷一』『師範器楽 本科用卷一』に示された。しかし、これらの教科書は「本科用卷一」と記されている通り、本科第1学年用の教科書であり、それ以外の学年の教科書については発行されずに終わった。

1943（昭和18）年10月12日、閣議決定「教育に関する戦時非常措置方策」が出されるものの、⁵⁵教員養成諸学校における授業は継続された。1944（昭和19）年5月31日、文部省は「師範学校及青年師範学校ニ於ケル学徒勤労動員実施ニ伴フ課程及教育実習等ニ関スル臨時特例」（文部省令第三十五号）を発令した。逸見は、「初めて師範学校の教育機能の縮小を指示した」法令と捉え、内容について次の2点を挙げる。⁵⁶

- 1) 学校長は、集団勤労作業を行うために毎週授業時数を減らすことができる。
- 2) 教育実習を第2学年で実施し、その期間を縮小することができる。

このように「師範学校教科教授修練指導要目」の事項は、師範学校の実践まで至らなかった点が多い。とはいえ、法令上においては官立専門学校程度へ昇格したに相当するカリキュラムであったことは明らかである。

8領域で示された「師範学校教科教授及修練指導要目」における「芸能科音楽」を今日的なカテゴリーで分類すると、「教科教育学」に相当するのが「国民学校芸能科音楽に関する研究」、それ以外の7領域は「教科内容学」に分類される。保育者養成機能が強化されたとはいえ、幼児期を対象とした音楽教育の授業は開講されていなかった。この点からみても、幼児教育の独自性の側面が依然として薄かったことがうかがえる。

さて、本稿で採り上げた内容は戦前ではあるけれども、教育実習の重視、日本の音楽の重視等、今日の教員養成の動向と重複する傾向がみられる。今後は、戦前と戦後の連続性との視点から研究を深めていきたい。

- 1 本稿は、2006年3月、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科から博士（学校教育学）の学位を授与された学位論文『昭和前期の師範学校における音楽教育実践に関する史的研究』の第I部第3章第1節「専門学校程度昇格後のカリキュラム」に加筆・修正を行ったものである。
- 2 1943（昭和18年）の「師範学校教科教授及修練指導要目」において「保育実習」は次のように規定された。「女子ニ在リテハ第二期以後適當ナル時期ニ於テ約二週保育実習ヲ課スベシ。男子ニ在リテモ適宜幼児保育ノ実際ヲ実習又ハ見学セシムベシ」（『文部時報』第809号、帝国地方行政学会、1944年、82頁）。
- 3 水野浩志「新制師範学校の保母養成」水野浩志・久保いと・民秋言編『保育者と保育者養成』戦後保育50年史——証言と未来予測、第三巻、栄光教育文化研究所、1997年、46頁。
- 4 1940（昭和15）年3月に実施した文部省の

調査資料では、保母養成機関について「東京、奈良両女高師附設のものが官立であり、千葉女子師範保母養成科が公立である外は、凡て私立である。但し岡山のものは県が講習会の形式で営んでゐるものであって特殊のものである」と報告された（岡田正章監修『大正・昭和保育文献集』第十三巻、日本らいぶらり、1978年、49頁）。

また、香川県女子師範学校では、「昭和8（1933）に附属幼稚園が設置されてから、第2学期に本科第一部5年生と、第二部2年生は、それぞれ1週間余の保育実習があり、主に園児の遊びの観察、指導講話、遊戯の指導、実地保育などが行われた」との記録がある（香川大学教育学部百周年記念事業実行委員会編『香川大学教育学部百年のあゆみ』1989年、177頁）。

- 5 高木太郎「教員養成制度の歴史」『教員養成大学』三一書房、1959年、212-216頁。
- 6 内堀玉男「初等教員の養成」中島太郎編『教員養成の研究』第一法規出版、1961年、105頁。
- 7 逸見勝亮「戦時体制下における師範学校政策の展開に関する一考察」『北海道大学教育学部紀要』第19号、北海道大学教育学部、1972年、119-123頁。
- 8 寺崎昌男「師範学校改革諸案と師範学校の昇格」中内敏夫・川合章編『日本の教師6／教員養成の歴史と構造』明治図書出版、1974年、221-241頁。
- 9 小沢熹「教育審議会における師範学校制度の改革構想に関する一研究」『弘前大学教育学部紀要』第32A、弘前大学教育学部、1974年、11-24頁。
- 10 篠田弘「戦時教育体制と教員養成」仲新監修『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』第一法規出版、1979年、77-98頁。
- 11 横畠知己「1943年「師範教育令」に関する一考察——師範学校昇格運動とその思想」『教育学研究』第54巻第3号、日本教育学会、1987年、258-267頁。

- 12 清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』野間教育研究所紀要第42集, 野間教育研究所, 2000年, 410-563頁。
- 13 ここでは, 篠田弘「戦時教育体制と教員養成」仲新監修『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』第一法規出版, 1979年, 80-81頁から引用。
- 14 横畠, 前掲書, 18頁。
- 15 横畠知己「教員養成諸学校」寺崎昌男, 戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育—皇国民「鍊成」の理念と実践』東京大学出版会, 1987年, 164-165頁。
- 「鍊成」論議について, 水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房, 1997年, 693頁には次のように著されている。
 「専門家ノ研究ニ依リマスト, 『鍊成』ト云フ時ニハ金扁ガ正シヤウニ考ヘラレル, 後漢書カ何カニサウ云フ用法ガアル, 『鍊成』ト云フ字ハ實ハ余リハッキリシタモノデハナイヤウニ思ハレル, 唯今マデ典籍デ使ッテアルノハ, 十八史略ノ『旨ヲ承ケテ鍊成』ト云フ字ガアリマス, 其ノ時ニハ金扁ヲ使ッテ居リマス, 其ノ程度ノ結論デアリマス, 今マデ書キマシタノハ文部省デ使ヒマシタ用例ヲ其ノ伝統ヲ追ッテ書キマシタノデ, アト『訓練』『教練』『修練』ト云フ場合ニハ全部糸扁ヲ使ッテ居リマスノデ, 其ノ実ハ糸扁ヲ使ヒマシタ」という説明で, 今度は, 金扁の「鍊成」の方が妥当性が高いと説明された。これが字義解釈の最終結論で, 金扁の「鍊成」に落ち着くことになった」(なお, 水原は, 『教育審議会諮詢第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』263頁から引用している)。米田俊彦によると, 「鍊成」の最初の使用は1938(昭和13)年6月9日の文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」(『文部時報』第六百二十三号, 1938年6月21日, 所収)である(米田俊雄『教育審議会の研究 教育行政改革—付 国民学校・幼稚園審議経過』野間教育研究所紀要第44集, 2002年, 203頁)。
- 16 香川大学教育学部百周年記念事業実行委員会編, 前掲書, 79-81頁。
- 17 同上, 92頁。
- 18 同上, 110頁。
- 19 その他, 横畠は, 1943(昭和18)年の新制度発足以前の段階で, 鍊成の立場からの教科の再編が行われていた例として, 東京府大泉師範学校(1938年開校, 本科第二部のみの単独設置校)を紹介している。横畠は以下の二つの特徴を指摘している。①従来の各教科が, 「修練科, 教学科, 学術科, 芸能科」という, 後の師範学校規定とは大きく異なる四教科に「統合」されたこと。②全ての教科教授に「行」的な取扱いを徹底していること。
- 「芸能科」は, 「国民芸術ノ立場ヨリ情操ノ醇化ヲ期ス」を要旨とし, 「音楽」「図画」「書道」「園芸」が含まれていた(横畠, 前掲書, 155-157頁)。
- 20 石川謙代表『近代日本教育制度史料』第五巻, 大日本雄弁会講談社, 1956年, 574-576頁。
- 21 「師範刷新要項 十四日の閣議で決定」『教育週報』第901号, 1942年8月22日, 1頁。
- 22 清水, 前掲書, 502頁。
- 23 石川, 前掲書, 第五巻, 576-577頁。
- 24 石川謙代表『近代日本教育制度史料』第六巻, 大日本雄弁会講談社, 1956年, 6-8頁。
- 25 石川, 前掲書, 第五巻, 579-597頁。
- 26 清水, 前掲書, 526-530頁。
- 27 清水, 前掲書, 530頁。
- 28 水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房, 1997年, 806-813頁。
- なお, 文部省督学官の松久は次のように説明する。「国民学校に於いては国民の基礎的鍊成上, 芸能科の有する重要な意義を認め, その毎週教授時数を大いに増加せるのみならず, 総べてこれらを必須科目とし, その内容の面目を改めて再出発することとなつたのであって, 芸能科はここに極めて重要な地位を与へらるるに至つたのである」(松久義平「芸能科に就いて」日本放送協会編『文部省 国民学校教則案説明要領及解説』日本

- 放送出版協会, 1940 年, 790 頁)。
- 29 文部省『国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版協会, 1940 年, 109-110 頁。
- 30 松久義平「芸能科に就いて」文部省『国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版協会, 1940 年, 83-84 頁。
- 31 同上, 83 頁。
- 32 「新制師範学校, 初の校長会議 皇國の真姿 体得 科学教育に努力せよ 文相訓示」『朝日新聞』夕刊, 朝日新聞東京本社, 1943 年 5 月 11 日, 1 頁。
- 33 同上。
- 34 同上。
- 35 岡山師範学校編『岡山師範学校一覧』(自昭和十八年至昭和十九年), 1944 年, 54-57 頁(宮城教育大学附属図書館所蔵)。
- 36 同上, 114 頁。
- 37 座談会「新師範学校を語る」中, 稲田清助, 文部省師範教育課長の発言『日本教育』第三卷第一号, 1943 年 4 月, 30 頁。
- 38 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』杉田屋印刷所, 1938 年, 526-527 頁。
- 39 座談会「新師範学校を語る」中, 稲田清助, 文部省師範教育課長の発言『日本教育』第三卷第一号, 1943 年 4 月, 28-29 頁。
- 40 横畠「教員養成諸学校」前掲書, 155 頁。
- 41 石川, 前掲書, 第五卷, 581 頁。
- 42 座談会「新師範学校を語る」中, 松久義平, 文部省教学官の発言『日本教育』第三卷第一号, 1943 年 4 月, 31 頁。
- 43 松久「芸能科に就いて」前掲書, 79-80 頁。
- 44 清水, 前掲書, 548 頁。なお, 清水は, 群馬大学教育学部百年史編修委員会編『群馬大学教育学部百年史』1979 年, 459 頁(昭和 18 「群馬師範卒アルバム」より)を例に挙げている。
- 45 筆者は, 香川師範学校助教授であった金光武義氏(現在, 岡山大学教育学部名誉教授)をはじめとして, 香川師範学校卒業生, 岡山師範学校卒業生等に聞き取り調査を行っている。
- 46 文部省『秘 師範学校教科教授要綱案』1942 年。
- 47 文部省『師範学校教科教授及修練指導要目』1943 年, 157-158 頁。
- 48 林三平「教員養成構想の変容と制度の改革」仲新監修『学校の歴史 第 5 卷 教員養成の歴史』第一法規出版, 1979 年, 68-69 頁。
- 49 同上。
- 50 三好信浩『日本師範教育史の構造 —— 地域実態史からの解析』東洋館出版社, 1991 年, 135 頁。
- 51 比較はすでに, 林, 前掲書, 70 頁で行われている。
- 52 対村恵祐「初等教員の養成」中島太郎編『教員養成の研究』第一法規出版, 1961 年, 141 頁。
- 53 同声会編集部『同声会報』第 182 号, 1932 年, 32-34 頁。
- 54 なお, 国民学校「芸能科音楽」に関しては以下の研究がある。水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房, 1997 年, 828-832 頁。山本文茂「芸能科音楽の理念と内容 —— 法令条文の解釈を中心に」浜野政雄監修, 東京芸術大学音楽教育研究室創設 30 周年記念論文集編集委員会編『音楽教育の研究 —— 理論と実践の統一をめざして』音楽之友社, 1999 年, 264-277 頁。山本文茂「芸能科音楽教材の特質 —— 教科書・教師用指導書の分析を通して」浜野政雄監修, 東京芸術大学音楽教育研究室創設 30 周年記念論文集編集委員会編『音楽教育の研究 —— 理論と実践の統一をめざして』音楽之友社, 1999 年, 278-295 頁。
- 55 石川謙代表『近代日本教育制度史料』第七卷, 大日本雄弁会講談社, 1956 年, 223-224 頁。
- 56 同上, 256-266 頁。
- 57 逸見勝亮『師範学校制度史研究 —— 15 年戦争下の教師教育』北海道大学図書刊行会, 1991 年, 377 頁。